山形県介護支援専門員協議会設立経過

準備委員会　峯　田　幸　悦

■平成12年７月上旬、山形県介護保険推進室と山形県社会福祉士会との間で、介護支援専門員連絡協議会設立の必要性について話し合いを行う。必要性を認めるし、全国的にも各県にできているので、是非必要とのことで一致する。今後の推進方法について次の事を確認する。

①山形県医師会に相談していく。

②社会福祉士会として準備について協力することを確認した。

■平成12年９月18日（月）

県介護保険推進室指導主査と社会福祉士会理事が、山形県医師会にあいさつ。事務局長・総務課長に設立にむけての内容と推進方法についての協力依頼を行う。

設立については、医師会副会長三須先生も賛成とのことで、今後設立に向けた呼びかけ文の内容等協議することになる。次のことを確認。

①山形県医師会長・山形県社会福祉士会長両名で懇談会のよびかけ案内を出す。呼びかけ団体は、とりあえず９団体とする。

②第１回設立準備懇談会を10月18日（水）県庁講堂で開催するなど、方向性を確認した。

★第１回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会

平成12年10月18日（水）ＰＭ６時から７時30分：県庁講堂

参加者　９団体22名・県４名　計26名
医師会・歯科医師会・薬剤師会・理学療法士会・作業療法士会・看護協会・栄養士会・介護福祉士会・社会福祉士会の９団体と県介護保険推進室４名

内容　・三須医師会副会長・鈴木社会福祉士会長・小山介護保険推進室長のあいさつ
・各団体の開設立の意向確認。6団体は賛成。3団体は持ち帰り検討。
・作業部会を設立し検討する。

★第２回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会

平成12年11月30日（木）ＰＭ５時30分から７時：山形県医師会館

参加者　９団体16名・県３名　計19名

内容　・参加９団体すべてが設立に賛成。
・規約を医師会の方で作成する。
・その他関係団体に呼びかける。社会福祉士会担当
・総会を３月中に開催してはどうか。
・各団体より５万円程度の設立準備拠出金をお願いしたいので、各団体で協議してもらう。
・県として、側面的に協力する。
・次回の会議まで、医師会で作成する規約案を送付してもらう。

★第３回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備懇談会

平成12年12月19日（火）ＰＭ５時30分から７時30分：山形県医師会館

参加者　12団体21名・県３名　計24名
鍼灸マッサージ師会・接骨師会・精神保健福祉士協会が参加。

内容　・規約にある加入者の範囲について議論になり、再度検討。
・拠出金について９団体で了解。３団体検討。
・総会日時は、３月25日に決定。時間・場所は検討。
・今後の開催関係通知は、事務局の医

師会で行う。
・会議の名称は、懇談会でなく、準備会とする。

★第４回「山形県介護支援専門員連絡協議会（仮称）」設立準備会

平成13年１月21日（日）ＡＭ10時からＰＭ３時：山形市総合福祉センター

参加者　13団体21名・県３名　計24名。歯科衛生士会参加。

内容　・会の名称を山形県介護支援専門員協議会とする。
・会組織の性格として、介護支援専門員を支援する団体とする。
・会員は、正会員・特別会員・賛助会員（個人・団体）とする。
・会費、正・特別会員　入会金2,000円、会費3,000円とする。
賛助会員会費（個人・団体）　１口10,000円
・総会会場は、山形ビッグウィングでおこなう。
・案内文を作成したものを県の封筒に入れてもらい出していただく。
・５万円の拠出金については、13団体が了解。
・各役割分担を決めて、次回まで報告してもらう。
・次回の案内から、医師会で会議の案内をだしてもらう。

★第５回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会

平成13年２月６日（火）ＰＭ６時から８時

山形県医師会館

参加者　13団体22名・県３名　計25名

内容　・規約案の決定
・総会次第等内容の検討
・事業計画・予算案の検討
・役員案の検討
・研修計画案の検討
・事務局体制案の確認
・次回会議より総会設立準備会とする。役員予定者に会議の方に案内をだす。

★第６回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会（第１回総会設立準備会）

平成13年２月13日（火）ＰＭ６時から９時

山形県医師会館

参加者　13団体21名・県３名　計24名

内容　・今回より役員予定者を会議のメンバーとした。
・常任役員を決定した。
・事務局協力者を決定した。
・総会に向けた推進方法等、現地会場の確認を行う。
・２月19日に松本事務局長のもと、案内文作成・発送を行う。
・その他総会に向けた打ち合わせを行う。

★第７回「山形県介護支援専門員協議会（仮称）」設立準備会（第２回総会設立準備会）

平成13年３月15日（木）ＰＭ６時から８時

山形県医師会館

参加者　13団体21名・県３名　計24名

・総会の現在参加申し込み状況
参加者現在申込　正会員463名、特別会員１名、賛助会員29名39口
総会参加予定者　正会員86名、特別会員１名、賛助会員４名
総会参加が少ないので、各団体でもう少し人数をだすように依頼する。
・総会当日役割分担の説明
準備担当・総会説明等担当
当日は10時まで集合

― 新たな協議会の誕生 ―

超高齢社会に向かいつづける昨今、介護を必要とする人々の多種多様なニーズに応える為、それぞれが属する職域・所属の枠を越え介護支援専門員としての自覚を持ち、資質の向上と専門性の追究を図り、相互の連携と協力を築いて、地域・社会から要求される期待に応えられる介護支援専門員として力強い活動を目指しましょう。との『設立趣意』に賛同いただきました県内の介護支援専門員の熱い期待を背負って、平成13年３月25日（日）山形市のビッグウィング２Ｆ大会議室にて、介護支援専門員を支援する団体として山形県介護支援専門員協議会が誕生いたしました。

以下は、当日の設立総会の簡単な記録です。

司会　峯田　幸悦（社会福祉士会）
議長　熊坂　　聡（社会福祉士会）

・開会のあいさつ
荒井　幸子（看護協会）
・設立準備会代表あいさつ
三須　良彦（医師会）
・来賓祝辞
１　山形県知事　　高橋　和雄様
（代理　日野　雅夫県健康福祉部長）
２　県医師会会長　國井　一彦様
・来賓紹介
多数の関係諸団体代表
・祝電披露
多数の国会議員・知事・多数の関係諸団体会長
・議長就任あいさつ
議事録署名人を二人指名
山泉　真理子（看護協会）
荒木　昭雄　（社会福祉士会）

・協議事項
（第１号～第４号までの議案は16～24ページ参照）

第１号議案　山形県介護支援専門員協議会規約（案）および運営規約（案）

について
準備委員の佐藤泰司（医師会）より総会資料に基づき詳しい内容の説明。
（拍手多数にて第１号議案承認）

第２号議案　山形県介護支援専門員協議会役員（案）について
準備委員の平林弦大(理学療法士会)より総会資料に基づき説明。
（拍手多数にて第２号議案承認）
『役員紹介』

第３号議案　山形県介護支援専門員協議会事業計画（案）について

第４号議案　山形県介護支援専門員協議会収支予算（案）について
加藤市左エ門（歯科医師会）総務担当理事より総会資料に基づき詳しく説明。
（拍手多数にて第３号議案承認）
（拍手多数にて第４号議案承認）

・議長降壇
・会長あいさつ　三須　良彦会長

記念講演
講師　日本医師会常任理事
青柳　俊先生
演題『介護保険施行後の課題』

※講演内容は25ページ参照

・閉会のあいさつ　荒井　幸子副会長

ここに、県内の介護支援専門員の方々が待ち望んでいた協議会が関係諸団体のご協力をいただき発足いたしました事をご報告いたします。

山形県介護支援専門員協議会役員名簿

役職名	氏名	所属団体名
会長	三須良彦	山形県医師会
副会長	荒井幸子	山形県看護協会
	○熊坂聡	山形県社会福祉士会
理事	○佐藤泰司	山形県医師会
	○加藤市左工門	山形県歯科医師会
	毛呂光一	山形県歯科医師会
	東海林徹	山形県薬剤師会
	○岡嵜千賀子	山形県薬剤師会
	石崎テル子	山形県看護協会
	○戸田久美子	山形県看護協会
	○高橋俊章	山形県理学療法士会
	平林弦大	山形県理学療法士会
	○丹野克子	山形県理学療法士会
	佐藤裕邦	山形県作業療法士会
	○大泉久美子	山形県作業療法士会
	小野淑子	山形県歯科衛生士会
	伊藤欣弥	山形県鍼灸マッサージ師会
	○青木和弘	山形県接骨師会
	○島崎みつ子	山形県栄養士会
	○峯田幸悦	山形県社会福祉士会
	○佐藤貴司	山形県社会福祉士会
	武田友祥	山形県介護福祉士会
	成澤正則	山形県介護福祉士会
	斎藤幸子	山形県介護福祉士会
	○清野美樹	山形県精神保健福祉士協会
監事	小山壽夫	山形県介護保険推進室長
	斎藤寿一	山形県医師会
	五十嵐元徳	山形県精神保健福祉士協会

平成13年度事業計画

４つの委員会の設立を行い山形県介護支援専門員協議会の事業を行います。

１．研修委員会（研修事業）

研修事業は介護支援専門員の業務遂行の上で必要な知識や新しい情報等を会員からの要望を取り入れ、実践に即した研修を行います。これにより、介護支援専門員の資質の向上が図れることを目的としています。

２．サポート委員会（介護支援専門員のサポート事業）

会員である介護支援専門員が日常の業務を円滑に実行していけるように、サポート体制を整備し、相談に応じられるようにします。

関係機関及び関係団体との連絡、調整等に関する事業を行います。

３．広報委員会（広報事業）

介護保険関係の最新の情報や、会員の活動状況などを紹介します。

４．調査研究委員会（調査研究事業）

介護支援サービスに関する調査及び研究を行います。又、介護支援専門員の社会的地位向上、待遇改善に関する事業を行います。

地域支部の設立をバックアップします。

平成13年度収支予算

（単価：円）

科目	予算額	備考
I　収入の部		
1　会費		
入会金収入	840,000	2,000円×420人
正会員会費収入	1,200,000	3,000円×400人
特別会員会費収入	60,000	3,000円×20人
賛助会員会費収入	100,000	10,000円×10団体
2　事業収入		
研修による収入	1,000	委託事業
3　寄付金収入		
寄付金収入	1,000	
4　雑収入		
その他の収入	1,000	利子
5　繰越金		
前年までの繰越金	650,000	50,000円×13団体（一時預かり）
当期収入合計	2,853,000	
II　支出の部		
1　管理費		
会議費	300,000	総会、理事会
通信費	500,000	電話、郵送料等
印刷費	300,000	印刷費等
備品消耗品費	50,000	事務用品等
雑費	50,000	その他事業費
設立総会運営費	600,000	
2　事業費		
研修事業運営費	80,000	研修事業全般　委員会
介護支援専門員サポート事業運営費	80,000	サポート事業全般　委員会
広報事業運営費	80,000	広報誌、会員名簿　委員会
調査研究事業運営費	80,000	調査研究事業全般　委員会
雑費	50,000	その他事業費
3　予備費	33,000	
4　預かり金返済	650,000	50,000円×13団体
当期支出合計	2,853,000	

山形県介護支援専門員協議会規約

第1章　総則

（名　称）

第1条　この会は、山形県介護支援専門員協議会（以下「本会」という。）という。

（目　的）

第2条　本会は、介護支援専門員としての職務を遂行して行くために、職域、所属の枠を超えて連携し、職業倫理の高揚に努める。また、専門的教育及び研究を通じて、介護支援専門員の資質の向上と介護支援に関する知識・技術の普及に協力し、もって山形県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第3条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 介護支援業務を通じて、山形県下における保健・医療・福祉の増進に資する事業

(2) 介護支援専門員の資質の向上に関する事業

(3) 介護支援専門員の社会的地位の向上に関する事業

(4) 介護支援専門員の業務遂行に関するサポート体制の整備

(5) 介護支援専門員の業務遂行に関する情報の提供

(6) 介護支援サービスに関する調査及び研究

(7) 関係機関及び関係団体との連絡・調整等に関する事業

(8) その他目的を達成するために必要な事業

（事務局）

第4条　本会に事務局を置く。

2　事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3　事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を経て、会長がこれを行う。

第2章　会員

（会員の種類）

第5条　本会の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

介護支援専門員の資格を有する者で、山形県内に住所または就業先を有するもの

(2) 特別会員

介護支援専門員指導者、学識経験者など

(3) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入　会）

第6条　会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条　会員として入会しようとする者は、所定の入会金及び会費を納入しなければならない。

（退　会）

第8条　会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき。

(2) 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したとき。

(3) 正会員が、介護支援専門員の登録を取り消されたとき、又は登録を抹消したとき。

（除　名）

第９条　会員が本会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、総会において会員の３分の２以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、その会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第10条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第３章　役員等

（役員の種別及び選任）

第11条　本会に次の役員を置く。

(1)　会　長　１名

(2)　副会長　２名以内

(3)　理　事（会長及び副会長を含む。）25名以内

(4)　監　事　３名

２　理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から総会において選任する。

３　会長及び副会長は、理事の互選により定める。

４　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

５　監事の内１名は外部監事とし、総会において選任する。

（役員の職務）

第12条　会長は、本会を代表し、業務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

３　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　本会の財産の状況を監査すること。

(2)　理事の業務の執行の状況を監査すること。

(3)　財産の状況又は業務の執行につき不正の事実を発見したときは、総会又は理事会に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

（任　期）

第13条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期が満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第14条　役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において３分の２以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

２　第９条第２項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合についても準用する。この場合において、第９条第２項中「前項」とあるのは「第14条第１項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（顧　問）

第15条　本会に顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

３　顧問は、本会の業務について、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第４章　総会

（種　別）

第16条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構　成）

第17条　総会は、正会員・特別会員をもって構成する。会長が必要と認めた場合は次の者に出席を要請する事ができる。ただし議決に加わることはできない。

・顧問
・賛助会員
・事務局長及び職員
・その他会長が必要と認めたもの

（機　能）

第18条　総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1)　事業計画の決定及び事業報告の承諾
(2)　収支予算の決定及び収支決算報告の承認
(3)　その他本会の運営に関する重要な事項

（開　催）

第19条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認めたとき。
(2)　正会員総数の４分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
(3)　第12条第４項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第20条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条各号の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第21条　総会の議長は、会長が指名し理事会がこれを承認する。

（定足数）

第22条　総会は、正会員と特別会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議　決）

第23条　総会の議決は、この会則で別に定めるもののほか、出席した正会員と特別会員、総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第24条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって提出する。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。ただし議決に加わることはできない。

（議事録）

第25条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　会議の日時及び場所
(2)　会員の現在員数及び出席者数
(3)　審議事項及び議決事項
(4)　議事の経過及びその結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が、署名又は記名押印をしなければならない。

第５章　理事会

（構　成）

第26条　理事会は、理事及び監事をもって構成

する。

（開　催）

第27条　理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

・会長が必要と認めたとき。

・理事現在数の３分の１以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

・第12条第４項第４号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

（権　能）

第28条　理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

・総会に付議する事項

・総会の議決した事項の執行に関する事項

・その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（招　集）

第29条　理事会は、会長が招集する。

2　会長は、第27条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から１週間以内に理事会を招集しなければならない。

（議　長）

第30条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数等）

第31条　理事会については、第22条、第23条及び第25条の規定を準用する。

第６章　部会及び委員会並びに地区支部

（部会及び委員会）

第32条　本会に部会及び委員会を置くことができる。

2　部会及び委員会の設置に当たっては、理事会の承認を得るものとする。

3　前項に定めるもののほか、部会及び委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

（地区支部）

第33条　本会の目的達成のため、地区支部を設置する~~ことができる~~。地区支部の設置に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第７章　財産、事業計画等

（財産の構成）

第34条　本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　入会金及び会費

(2)　寄付金品

(3)　財産から生じる収入

(4)　事業に伴う収入

(5)　その他の収入

（財産の管理）

第35条　本会の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て決める。

（事業年度）

第36条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第37条　本会の事業計画及び予算は、毎会計年度前に会長が作成し、理事会の議決を経て、その事業年度開始の日から２月以内に総会の承認を得なければならない。

2　事業年度開始の日から前項の規定による総会の承認を得るまでの間は、会長は、前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

3　前項の収入支出は、第１項の規定による総会の承認があったときは、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4　会長は、第１項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（暫定予算）

第38条　前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収支支出は、新たに成立した予算の収支支出とみなす。

（事業報告、決算及び財産目録）

第39条　本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後２月以内に総会の承認を得なければならない。

第８章　会則の変更及び解散

（会則の変更）

第40条　この会則の変更は、理事会において理事現在数の３分の２以上の同意を得、総会の議決を得なければならない。

（解　散）

第41条　本会を解散しようとするときは、理事会において理事現在数の３分の２以上の同意を得、総会において出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。

第９章　雑則

（補　則）

第42条　この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附　則

1　この会則は、本会成立の日（平成13年３月25日）より施行する。

2　本会設立当初の役員は、第11条第２項及び第３項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条第１項の規定にかかわらず、平成13年度の総会までとする。

3　本会設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4　本会設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成14年３月31日までとする。

5　この会則の変更は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の日から２年間は理事会の出席理事の３分の２以上の賛成によって議決したものとすることができる。

山形県介護支援専門員協議会運営規則

第1章　総則

（目　的）

第1条　この運営規則は、山形県介護支援専門員協議会規約をうけ本会の事業の円滑な運営をはかるために必要な事項を定めたものである。

第2章　会員

（入　会）

第2条　本会に規約第5条第1号の会員になろうとする者は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、介護支援専門員登録証明書（写）及び当該年度会費及び入会金を添えて本会に提出しなければならない。

(1)　住所、氏名

(2)　所得資格の種類

(3)　勤務先住所、勤務先名称

(4)　所属団体又は事業所等の住所、その名称

2　本会に規約第5条第2号の会員になろうとする者は、所定の様式に記入の上、当該年度会費及び入会金を添えて、本会に提出しなければならない。

3　本会に規約第5条第3号の会員になろうとする団体等は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、当該年度会費及び入会金を添えて本会に提出しなければならない。

(1)　団体等の住所、団体等の名称及び代表者氏名

（届　出）

第3条　前条の届出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく本会に届け出なければならない。

（退　会）

第4条　本会を退会しようとする者は、次の事項を所定の様式による退会届に記入し、本会に届け出なければならない。

(1)　氏名（又は団体等の名称及びその代表者氏名）、住所

(2)　届出年月日、退会事由

(3)　所属団体又は事業所等の住所、その名称及び代表者氏名

（会員名簿及び入退会の届出様式）

第5条　本会は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更がある毎に訂正しなければならない。

第6条　規約第5条の会員になろうとする個人用の入会申込書の様式は、別記第1号様式とする。

2　規約第5号第3号の賛助会員になろうとする団体の入会申込書の様式は、別記第2号様式とする。

3　規約第8条の規定により退会しようとする者の退会届の様式は、別記第3号様式とする。

（会費及び入会金）

第7条　規約第5条第1号に定める正会員の会費は、1年間三千円とする。また入会金は二千円とする。

2　規約第5条第2号に定める特別会員の会費は、1年間三千円とする。また入会金は二千円とする。

3　規約第5条第3号に定める賛助会員の賛助会費は一口一万円とする。

4　入会金は、継続会員からは徴収しない。

第8条　会費は3月31日までに、翌年度分を前納しなければならない。

第9条　一旦納入した入会金及び会費は事由のいかんを問わず返還しない。

（地区支部とその助成）

第10条　地区支部の配置は、庄内、最上、村山、置賜の4地区とする。

2　地区支部の運営費として、本会の年会費の中から会員一人につき年間500円助成する。但し、地区支部会費の徴収を否定するものではない。

3　本会の理事と地区支部代表による運営委員会を設置し事業の効率化を図る。

第3章　委員会

第11条　本会に次の委員会を設ける。

(1)　研修委員会

(2)　サポート委員会

(3)　広報委員会

(4)　調査研究委員会

(5)　財務委員会

第4章　事務局

第12条　事務局は当面の間、山形県医師会館（山形市荒楯町１－８－９）に置く。

第13条　事務は㈳山形県医師会に委託する。委託料として年間２万円を支払う。